

令和4年第3回始良市教育委員会定例会

令和4年3月8日（火）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時40分

加治木総合支所南庁舎3階大会議室

1 出席者

小倉教育長 川畑委員 中間委員 岩元委員 藤谷委員

2 教育委員会事務局の出席者

塚田教育部長 北野次長兼教育総務課長 前田次長兼学校教育課長
井上社会教育課長兼図書館事務局長 留野保健体育課長兼国体推進課長

3 議事

議案等番号	件名	結果
議案第4号	第2次始良市教育振興基本計画（前期計画）の策定に関する件	可決
議案第5号	始良市立蒲生小学校及び蒲生中学校スクールタクシー運行に関する規則の一部を改正する規則に関する件	可決
議案第6号	始良市立学校教材取扱規則の一部を改正する規則に関する件	可決
議案第7号	始良市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則に関する件	可決

4 議事録

- 教育部長 皆様おはようございます。
それでは、ただいまから令和4年第3回始良市教育委員会定例会を開催いたします。本日の議案は、議案4件となっております。本年度最後の定例教育委員会となっておりますので、委員の皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。
これ以降の議事進行につきましては、小倉教育長にお願いいたします。
- 教育長 それでは会議に入ります。本会議は、公開を原則としておりますが、本日の会議を公開することにご異議ございませんでしょうか。
- 全員 はい。
- 教育長 異議なしと認めます。よって、本日の会議は公開することとします。
まず日程第1「議事録の承認・署名」についてであります。皆さん前回会議の議事録の承認・署名は、お済みでしょうか。
- 全員 はい。
- 教育長 それでは、前回議事録は承認されたものと認めます。
次に日程第2「委員及び教育長の報告」についてであります。委員の皆様方から、何かご報告はございませんでしょうか。
- 教育長 ございませんか。それでは私から報告します。
1月に入ってからオミクロン株のコロナが出現したことによって、特に子どもたちの感染がぶり返しているようです。昨日やっと学級閉鎖がどこもなくなりました。先週までは出ていたところですが、ちょうど一昨日の6日に鹿児島県のまん延防止等重点措置の適用も解除されました。それに合わせるかのようにではありますが、子どもたちの感染は1日に一人二人は出ています。2月28日先週の月曜日からということになりますが、一人感染者が出たら学級閉鎖という形ではなくて、家庭内感染であれば学級閉鎖しないで経過観察という形にしています。ただ、どこで発生したかわからないものについては、そのクラスで発生したかもしれませんので、そこは検討しなければいけないのですが、今のところ家庭内感染の場合、学級閉鎖しないでその子だけの欠席で済ませているところですが、特段の問題はないようでございます。そして1週間経過して今週に入ったところです。
まだまだ気を緩めるわけにはいきません。昨日も200人を超えております。

始良市内で 12 人と少し減ってきていますが、まだ 2 桁出ている状況でございます。

保健福祉部の健康増進課の方で 5 歳から 11 歳までの子どもたちにワクチン接種の案内をしますが、保育園・幼稚園・小学校が該当するわけです。接種券を配って、努力義務ではありませんので、保護者判断で個別接種していただくということになると思います。

教職員については、3 月 19 日と 26 日 2 回、土曜日に南九州病院で集団接種を行います。2 回目までは、夏休みに接種していますので、3 回目接種になります。新学期をあまり心配のない状況でスタートできるようにということで、3 月 26 日で 3 回目が全部終わることになっています。以上がコロナウイルスの報告であります。

それでは、議題に入って行きたいと思います。日程第 3、議案第 4 号「第 2 次始良市教育振興基本計画(前期計画)の策定に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(教育総務課長) 資料 1 ページ、日程第 3、議案第 4 号「第 2 次始良市教育振興基本計画(前期計画)の策定に関する件」についてご説明いたします。お配りいたしました教育振興基本計画の 2 ページをお開きください。

12 月の定例会等でも説明しましたので、繰り返しになりますが、この計画は教育基本法の第 17 条第 2 項に基づき作成しております。

教育基本法において、国が教育振興基本計画を定め、地方公共団体はその計画を参酌して、地域の実情に応じた基本的な計画を定めなければならないとされておりまして。

今回の計画は、平成 24 年～令和 3 年度の 10 年間の第 1 次計画を踏まえまして、中段の図のとおり、国の第 3 期計画・県の第 3 期計画を参酌して作成したものとなっております。また、市には第 2 次始良市総合計画がございますので、こちらとの整合性を図ったものとなっております。

計画期間は、下のⅢの計画期間の図にありますように、令和 4 年から 13 年の第 2 次計画の期間中、令和 8 年度までの 5 年間となっております。

内容の説明につきましては、今回は省略いたしますが、12 月の定例会で変更点の説明をさせていただき、総合教育会議の中で、各課ごとの重要な課題と今後取り組むべき施策を説明した後、協議していただきまして、第 3 章を教育大綱とすることの決定を頂いたところでございます。

お手元の資料は、パブリックコメント、それから総合教育会議の中での指摘等を受けたものを反映させていただいたものとなっております。

今後、教育委員会では重点施策など様々な年次計画等を策定していくこととなりますが、今回作成したこの計画を基本としていくこととなります。

説明は以上となりますが、この計画につきまして、改めてお気づきの点、ご

意見等がございましたらよろしくお願ひいたします。

教育長 ただいま教育総務課長から説明がありましたが、これまで委員の皆様方には、原稿をずっと見ていただいていた、それから先月 10 日の定例教育委員会、そしてまた総合教育会議の中でもご議論いただいたところです。本日ご覧いただいた中で、ご質疑ございましたらお出してください。

教育長 よろしいですか。質疑なしと認めます。お諮りします。議案第 4 号は、事務局の提案とお可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第 4 号「第 2 次始良市教育振興基本計画(前期計画)の策定に関する件」については可決されました。次に、日程第 4、議案第 5 号「始良市立蒲生小学校及び蒲生中学校スクールタクシー運行に関する規則の一部を改正する規則に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (学校教育課長) 議案第 5 号「始良市立蒲生小学校及び蒲生中学校スクールタクシー運行に関する規則の一部を改正する規則に関する件」についてご説明いたします。資料の 2 ページをご覧ください。この改正につきましては、現在、漆小学校区の児童・生徒が蒲生中学校に通学するために利用しております南国バスの路線が廃止になることに伴いまして、令和 4 年度以降、当該生徒がスクールタクシーを利用して、蒲生中学校へ通学できるように一部を改正するものでございます。3 ページをご覧ください。第 4 条について、改正後は「生徒」の次に、「及び漆小学校区に居住する生徒」という文言を加えるものでございます。施行期日は令和 4 年 4 月 1 日としております。以上でございます。

教育長 ただいまの説明があった件についてご質疑はございませんか。

委員 バスが通らなくなるということですが、現在バスを利用している人は何人位いるのでしょうか。来年度タクシーを利用する見込みでも結構です。

事務局 (学校教育課長) 現在、漆から蒲生中に通っているのは 2 人です。来年度見込みも 2 人になっております。

教育長 ほかにご質疑ございませんでしょうか。
質疑なしと認めます。お諮りします。議案第5号は、事務局の提案とおりの可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第5号「始良市立蒲生小学校及び蒲生中学校スクールタクシー運行に関する規則の一部を改正する規則に関する件」については可決されました。

次に日程第5、議案第6号「始良市立学校教材取扱規則の一部を改正する規則に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (学校教育課長) 資料の5ページをご覧ください。議案第6号「始良市立学校教材取扱規則の一部を改正する規則に関する件」についてご説明いたします。7ページをご覧ください。様式第1号(第3条関係)につきましては、教材使用の承認について申請するものでございます。この様式第1号の申請時の学校長印を廃止するものが、まず一つでございます。

続いて8ページをご覧ください。教材使用について様式第2号は届出になるものでございますが、これまでは教材1つにつきまして1つの届出を出すことになっておりましたが、副教材等を使用する際に学校が教育委員会に提出する届出書について、複数の使用教材を一度に届け出ることができるように、この様式第2号を改めるとしたものでございます。合わせて校長印の廃止と見本の一部を添えてという文言を削除しております。この施行期日は公布の日からとしております。

この「申請」と「届出」の違いについてですが、教科書がなくてその教科書に準ずるような扱いをするものにつきましては申請となります。

例えば特別活動では、中学校では教科書がございませんので、それに準ずる教材を使う時や、中学校の保健体育につきましては保健についての教科書はあるのですが、体育についての教科書がございませんので、それに準ずるような教材を使う時には申請することになります。

それ以外の教材につきましては、届出ということになっております。

以上です。

教育長 事務局の説明が終わりました。これから質疑を行います。

何かご質疑はございませんか。

これまで1点1点届け出るというものを、一括して届出できるようにするというものです。なぜこうなったかという、昭和60年頃の夏休みの友事件

がきっかけです。それ以降1点1点届け出るようになったんです。昭和60年頃の夏休みの友の採用が勝手に決まっているという事案がいろいろ出てきまして、最終的に裁判になって、平成3年3月に和解ということになったのですが、夏休みの教材については自主教材、それでも学校で作ったものがほとんどということになりました。ほかにございませんでしょうか。なければ、お諮りします。議案第6号は事務局からの提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第6号「始良市立学校教材取扱規則の一部を改正する規則に関する件」については可決されました。次に日程第6、議案第7号「始良市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則に関する件」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (保健体育課長)資料10ページをお開きください。議案第7号「始良市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則に関する件」につきまして、ご説明申し上げます。改正の理由は、認定こども園の大楠ちびっ子園が民間へ移管されることになったことから、2月28日の始良市議会におきまして、始良市立認定こども園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例が議決されました。これに伴い、4月1日から大楠ちびっ子園の4歳児・5歳児に対して、蒲生学校給食センターから給食の提供をする必要がなくなることから、関係する例規として始良市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部について改正しようとするものでございます。資料11ページは規則の改正案で、第2条と第3条を改正しますが、詳細につきましては新旧対照表で説明します。12ページをお開きください。12ページの新旧対照表の右側の欄が改正前で、左側の欄が改正後の条文になり、改正箇所を太字で示しておりますので比較しながらご覧ください。まず、第2条でございしますが、第2条中の改正前の4行目の「、(とうてん)」を「及び」に改め、同じ行の幼稚園の後の「及び幼保連携型認定こども園(4歳児・5歳児に限る。)」を削除し、改正前の6行目「及び」を「並びに」に改め、7行目から8行目にかけての「及び温食」を削除します。次に第3条でございしますが、職員の職及び職務について、現在、学校給食センターでは、所長、栄養教諭及び調理員の体制となっており、係長、係を配置しておりませんので、今回の改正に併せ、係長と係の職と職務を削除いたします。

11 ページにお戻りください。一番下の附則における施行期日でございますが、大楠ちびっ子園の民間移管の期日に併せ、改正する規則の施行期日は令和4年4月1日からとしております。以上で説明を終わります。

教育長 事務局から説明がございましたけれど、何かご質疑ございませんでしょうか。

委員 係長・係が配置されなくなったのは、いつからでしょうか。

事務局 (保健体育課長) 二・三年前から現場に置かずに保健体育課の方で事務を行っています。本来ならもっと前に改正するところだったのですが、今回併せて改正するものでございます。以上です。

委員 わかりました。

教育長 4年前まで各センターに配置していたのですけれども、保健体育課にまとめてそこで事務をしています。その時変えるべきだったのですけれども、蒲生給食センターが認定こども園へ配達しなくなったので、それに併せてということですね。

認定こども園を保健福祉部に移管したものですから、大楠ちびっ子園へ学校訪問で行かなくなりました。前は学校訪問もしていたんです。

委員 この件とは関係ないのですが、大楠ちびっ子園が民営化された場合、その後今までどおり幼保連携型なのでしょうか。

事務局 (保健体育課長) 今までどおり幼保連携型です。体制としては、ほとんど変わらない状況で民間に移管されます。

委員 今まで働いていらっしゃった方々の身分はどうなりますか。

事務局 (保健体育課長) 正規の市職員につきましては、今後、小山田保育所などへ人事異動で移ることになります。

会計年度任用職員につきましては、希望する者は、そのまま新しい管理者の方で雇用することになります。ほとんどが会計年度任用職員ですので継続雇用ということになるかと思えます。

教育長 保育園が民間委託していますので、教育委員会も受け皿になります。公立幼稚園への異動する者もいます。

それではほかに質疑がなければお諮りします。議案第7号「始良市立学校給

食センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則に関する件」は、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第7号「始良市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則に関する件」については可決されました。

次に日程第7、事務連絡に入ります。

委員の皆様から何かございますか。なければ、事務局からありますか。

ありませんか。

なければ最後に行事予定の確認を行います。

事務局 (各課より順次説明)

教育長 行事予定の説明がございましたが、皆様方からご質問ございませんでしょうか。

委員 ビーラインスポーツパーク始良(総合運動公園)の多目的広場とは、下の公園みたいな所のことですか。

事務局 (保健体育課長) 以前、多目的広場があった所にフットボールセンターとして人工芝グラウンドを整備した関係で、公園の北側を盛土造成により整備しまして多目的広場ができました。併せて駐車場も整備しまして約160台増え、多目的広場が臨時の駐車場として使えますので約250台停められます。主にグラウンドゴルフや少年スポーツなどで利用できると思っています。以上でございます。

委員 学校教育課にお尋ねします。いじめ対策連絡協議会は、どのような方々で構成されているのですか。

事務局 (学校教育課長) 学校長、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、それから保健福祉部の方からも来ていただいております。そういった関係の方々から構成されております。

教育長 いじめ問題対策連絡協議会は、いろいろな機関の代表者が集まって、いじめ問題について連携を図っていくものです。もう一ついじめ対策専門委員会が

あります。これは弁護士や医者、社会福祉士など専門家の方に、いわゆる重大事態に発展した場合に調査していただくものです。今年に一回だけ開催しています。

いじめ問題対策連絡協議会は、年間3回開催して連携を図っています。

ほかにございませんか。

なければ、以上で本日の議事を全て終了したいと思います。

お諮りします。本日の議事録の字句の軽微な訂正等は、事務局に一任していただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

全員

はい。

教育長

異議なしと認めます。よって、議事録の字句の軽微な訂正等は、事務局にご一任いただきました。以上で、令和4年第3回教育委員会定例会を終了いたします。皆さまご苦労様でした。

全員

ありがとうございました。